

T P Pの持つ危険性を国民に知らせる報道を強く要望する

2015年10月15日

京都府保険医協会副理事長 渡邊賢治

環太平洋連携協定（T P P）が10月5日に「大筋合意」に至った。生命と健康を守る医師の立場から私たちは、国民皆保険の形骸化を招く恐れの高いT P Pの「大筋合意」に抗議するとともに、あらためてT P Pからの「撤退」を強く要求している。今後、この協定の調印・締結、国会での批准・承認を行わないよう、同協定反対の一点で共同する団体・市民とともに全力を尽くす所存である。

T P P合意後の多くのメディアの報道で「5年かかったがT P Pが合意してよかった」といった論調が多く見受けられる。関税が自由化され撤廃されることで、輸入品が安くなり、消費者にとってメリットが多いといった報道が多いように思われる。本当にそれだけなのか。T P Pのもつ危うさ、本質をもっと国民に知らせる報道をするよう望みたい。

私たちはこれまで、T P P参加が国民皆保険制度に深刻な打撃を与えるのみならず、我が国の主権にも関わる問題であるという認識から、交渉からの撤退を訴えてきた。T P Pは、単なる関税自由化に関する協定に止まるものではなく、あらゆる公的規制や産業保護政策を貿易障壁とみなしてそれを取り払おうとするものである。もっといえば、多国籍企業の利益を優先し、他国の強制力を使って規制緩和を迫る国際的仕組みだからである。

医療分野では、薬価決定過程への米国製薬企業の参加による薬事行政への介入、混合診療の解禁や営利病院の病院経営参入、民間医療保険の販売規制を取り払っての販売拡大が要求されるとみられる。政府は「公的医療保険制度は対象になっていない」「国民皆保険は堅持」と再三繰り返してきたが、I S D条項（投資家対国家の紛争解決）が盛り込まれたことにより、皆保険制度への政府の関与が「差別的で不公平な競争」にあたり、「相手国企業の不利益」をもたらすと攻撃にさらされないと切り切れるのだろうか。

「世界で一番企業が活躍しやすい国」を目指す安倍政権にとって、成長戦略に基づく医療の成長産業化や国家戦略特別区域での「岩盤規制」の破壊とともにT P PやT i S A（新サービス貿易協定）など多国籍企業の求める市場開放、規制緩和を進めることは必然であったといえよう。

医療を市場原理に委ねるアメリカ型のルールへの押し付けにより、「いつでも、どこでも、だれでも」安心して医療を受けられる国民皆保険制度が破壊され、経済的格差が、命や健康の格差に直結してしまう。そういった危険をT P Pは持っていることをしっかりと報道していただきたい。